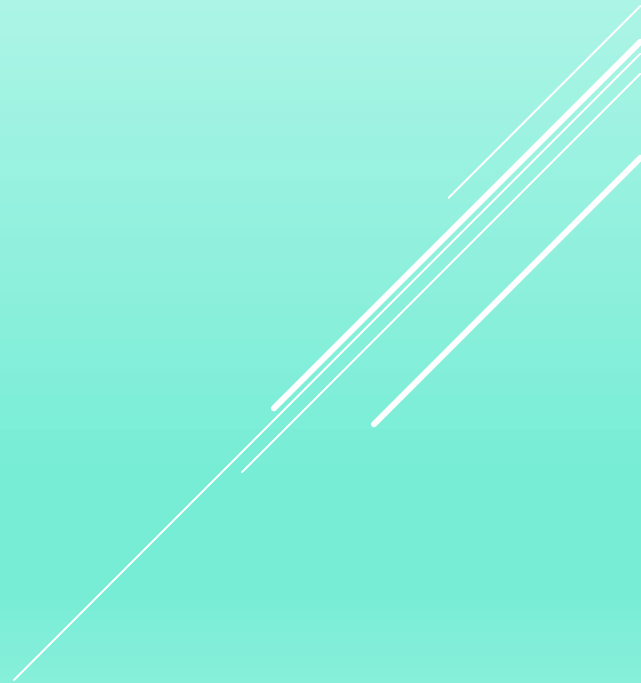


職員配置基準の改正について

堺市 幼保推進課

①改正の内容



改正の概要

国の「こども未来戦略方針」において、幼児教育・保育の質の向上を目的とした職員配置基準の改正が行われることとなりました。(令和6年4月1日施行予定)



令和6年度に改正の対象となるのは3歳児及び4・5歳児となっており、令和7年度以降には1歳児の配置基準改正も予定されています。

関係法令

- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
(平成26年4月30日 内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
(平成26年7月31日 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年12月29日 厚生省令第63号)
- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年4月30日 厚生労働省令第61号)

改正の内容

改正内容は下記の通りとなります。

年齢区分	現行の配置基準	改正後の配置基準
3歳児	20人につき1人 	<u>15人につき1人</u>
4・5歳児	30人につき1人 	<u>25人につき1人</u>

また、保育教諭等の配置状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある時は、当分の間、改正前の配置基準で職員配置を行うことができる旨の経過措置が設けられています。

なお、堺市は議会とのスケジュールの都合上、5月議会で条例改正の議案提出となる予定です。

※保育の提供に支障を及ぼすおそれの一例

■現状の在籍職員数では4月1日から直ちに改正後の配置基準で職員配置を行うことが困難な場合

■急な職員の退職等により、改正後の配置基準が満たせない場合など

② 公定価格の加算及び運営補助金への影響

令和6年度の公定価格での対応

○新たな加算項目として「**4歳以上児配置改善加算**」が新設されます。

30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算するものとなります。（3歳児については、「3歳児配置改善加算」にて引き続き措置されます。）

◆注意点◆

「チーム保育加配加算（保育所はチーム保育推進加算）」を取得している施設は、既に25：1以上の配置を実現可能としているため、4歳以上児配置改善加算を取得することはできません。

運営補助金での対応

○保育教諭等配置改善費の取り扱いについて

民間認定こども園・保育所運営補助金における「保育教諭等配置改善費」において、4・5歳児配置改善費の適用要件が下記の通り変更となります。

チーム保育加配加算（チーム保育推進加算）取得状況	保育教諭等配置改善費（4・5歳児）の適用
加算を取得している	保育教諭等配置改善費（4・5歳児）を 適用可能
加算を取得していない	保育教諭等配置改善費（4・5歳児）は 適用不可 （※）

※チーム保育加配加算（チーム保育推進加算）を取得していない施設は、公定価格の4歳以上児配置改善加算にて費用が措置される為、運営補助金の保育教諭等配置改善費（4・5歳児）は補助対象外となります。

※保育教諭等配置改善費（1歳児）については、上記の要件に関わらず、1歳児に対して5：1の配置を実現することで引き続き補助を受けることが可能です。